

○議長（石川光次郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑、質問を継続いたします。八番わたなべ拓君。

〔八番 わたなべ拓君登壇〕

○八番（わたなべ拓君） 自由民主党・県民会議太白区選出のわたなべ拓でございます。そのままでも十分おいしい宮城の水をしつかり堪能した上で、一般質問、大綱三点させていただきます。

初めに、七十六年前の沖縄戦で散華された全ての沖縄県民、陸海将兵の御霊に対し謹んで慰霊の誠をささげます。また、武漢発の新型コロナウイルスの犠牲者に対して、謹んで御冥福をお祈り申し上げます。また、罹患者の皆様に対し、心よりお見舞い申し上げます。中国共産党による東トルキスタン、チベット、内モンゴル、香港における圧政と虐殺の犠牲者、そしてミャンマー軍事政権による虐殺の犠牲者の皆様に対し心から哀悼の意を表し、圧政からの自由を希求する民主派の皆さんと連帯の意を表します。

六月十九日から三日間にわたり県内十六市町村、二百七十七人のランナーによる聖火リレーが実施されました。村井知事も臨席された気仙沼会場の最初のランナー千田健一氏は、四十一年前モスクワオリンピックのフェンシング代表選手に内定していたものの、モスクワ五輪ボイコットにより夢の舞台に立つことはありませんでした。しかし、我が県立高校で多くのお弟子さんを育てられ、そのうち二名が五輪の舞台に立たれました。かつての県が浦高校で私の父の同僚であった若き日の千田先生とお話したことを懐かしく思い出しました。いろいろ課題はありますが、被災地宮城県の鎮魂と感謝の念を昇華する東京オリンピック・パラリンピック、やはりやってよかったね、と三か月後に喜び合えるよう、その前提条件を整備するのが我々政治と行政の務めであります。さて、一か月後には既にオリンピックが開幕しているわけですが、本県も宮城スタジアムにおいて、七月二十一日から同三十一日まで男女サッカー競技を実施予定であります。観客数の上限が一人以下となり、県境をまたいだ大きな人流の発生は不可避であります。六月十八日に政府、IOCに対して提出された尾身茂氏ら専門家による提言にもありますように、「都道府県を越えた人々の人流・接触機会を抑制するために、観客は開催地の人に限ること、更に移動経路を含めて感染対策ができるような人々に限ること」など、県としての考えを政府、IOCに対して申し入れすべきと考えますが、当局の所

見を求めます。

あわせて、観客に対する大規模な検査体制、万一の場合の医療受入れ体制を要すると考えますが、対策の進捗状況につき伺います。

ちなみに、本県において競技実施予定のサッカー第一次ラウンド対戦国十一か国中実に五か国が変異株流行国、地域ないし変異株指定国、地域のうち水際強化措置を取ることとなった国家、地域であり、男女準々決勝のグループまで含めると、更に計八か国にまで増えるわけです。また、本県では蔵王町をはじめ十四の市町がホストタウン事業に登録しています。提携先の十三か国のうち四か国が変異株流行国、地域に指定されています。もちろん、これら変異株流行国、地域からの選手、関係者を心から歓迎するものではありませんが、県当局には県民の命と健康を守る第一義的責務があります。各国のアスリートや大会関係者などに対する検査体制、感染確認した場合の医療機関の受入れ体制などはどうなっているのか、伺います。

さて、五月二十四日に東北大学ワクチン接種センターを設置し、オール宮城で全県のワクチン接種を加速化しているところです。昨夜、にわかには河野新型コロナウイルスワクチン接種担当大臣が会見され各自治体の大規模接種が進捗し、職域接種の申請が増加したことで、モデルナ製ワクチンの供給量を上回る見込みとなったため、自治体の大規模接種については一旦新規の受付を休止し、職域接種については明日二十五日の午後五時をもって一時休止することが明らかになりました。実は、情勢変化に応じたこの質問原稿の全面的修正はこれで二度目ですが、我々はまさに有事のさなかにいることを実感させられます。また当局に対しても、お察しする次第であります。

まず、本県に対する今後のワクチン供給の見込みについて伺います。

また、医療従事者、高齢者、または基礎疾患を有する方など、優先的接種対象者に対する二回接種分がカバーされるのか、見通しについて伺います。

河野大臣によれば、既に申請済みの職域接種についても、かなり厳格に精査することとあります。本県では、既に三十三件の職域接種が申請済みと答弁において聞いておりますけれども、全体で限られた数量のワクチンをいかに公平に供給するのかについて再考しなければならないと考えます。特定の職域については申請どおりに実施するとなれば、その分だけ六十四歳以下の一般県民の接種機会が減少するという大変悩まし

い状況と言えます。職域接種を申請どおりに実施した場合に、六十四歳以下の一般県民分に対するワクチン接種可能回数は何回分になるのか、伺います。

東北大学ワクチン接種センターだけでなく、集団接種会場、民間クリニックにおける接種では、接種当日のキャンセルや予診の結果、接種が認められない等の理由により、余剰ワクチンが発生し、廃棄される可能性、いわゆるワクチン・ロスのリスクが発生しております。現状、現場のスタッフに接種するなど柔軟に対応してはいるようですが、ワクチン供給逼迫に応じてワクチンの貴重性が高まったため、より公平性を重視した体制に改める必要はないでしょうか。そこで、広島県の医療従事者向けワクチン・ロス対策を参考に、県内市町で余剰ワクチンが発生している、または発生見込みの施設一覧が表示される掲示板を設置し、各施設間の接種が調整可能な環境を構築し、ワクチン・ロスを防止してはいかがでしょうか。当局の所見を求めます。

武漢発の新型コロナウイルスによる本県の死者は八十六名を数え、痛ましい犠牲に重ねて哀悼の意を表するものであります。同時に、我が宮城県は政令都市のある道府県の中で、人口十万人当たりの致死率が〇・九四％と最も低く抑えられている県であることは誇るべきことであります。村井知事のリーダーシップの下、東北大学病院長富永先生を本部長とする宮城県新型コロナウイルス感染症医療調整本部設立、療養用ホテルにおけるエックス線検査、後方支援病院等の設置と、宮城県医師会、仙台市医師会、東北大学病院、県看護協会、仙台市との連携のたまものと感謝申し上げます、心から敬意を表します。

ところで、本年三月に急激な感染拡大により、検査待機者が七十二人を超えるなど、仙台市保健所の能力を超えてしまった事実を知事が指摘したところ、郡仙台市長は、「そう言われるのは、不本意だ。」などと不可解なコメントを発していました。現場の仙台市職員の奮闘には最大限の敬意を表するとして、政令市の市長として、自らの失政を知事に転嫁するような物言いはいかがなものでしょうか。政令市のトップとしての資質に欠ける発言であることは明らかでしたが、知事はいつものように、「大丈夫ですか」と、早めに言っていればと反省している。」などと、大人の対応に徹していました。しかし、いつまでも県が大人の対応で、その器にあらざる仙台市長に屈従するような在り方でよいのでしょうか。まるでどこかの隣国との関係のようではありませんか。県市連

携は正々堂々、言うべきは言うの明朗で建設的な関係を期待しますが、知事の所見を求めます。

離職、廃業等で収入が少ないなど、一定要件を満たす住居を喪失した方、またはそのおそれのある方を対象にした住居確保給付金の支給件数が伸びています。住居確保給付金の申請及び決定状況について伺います。

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、住宅ローンが払えなくなり、持家を手放した人もいます。自己破産や任意売却を選ぶ方々もいますが、コロナ版ローン減免制度を知らなかったとの声も聞かれます。一定の要件の下、コロナ版ローン減免制度を用いるといわゆるブラックリストに載らないため、ローンの減免を受けた上で、新たなローンを組み直すことができるなど、持家を手放さずに返済を受けることが可能です。昨年十二月からの本制度の活用実績を伺います。

また、本県ホームページのトップページに掲載するなど、本制度の周知に努めるべきと考えますが、当局の所見を求めます。

新型コロナウイルスの影響で、若年者の自死増加が顕著であります。本県では、昨年に比して、十代女性の自死が三・五倍、二十代、三十代女性の自死が倍増しており、若年女性層の自死リスクの増加が顕著であります。特定層の自死リスクが顕著に増大しているにもかかわらずプライバシーなどが障壁となり、踏み込んだ調査と原因分析、それらに基づくより実効的な自死防止対策がいつまでたっても進みません。特定層に顕著な自死の背景につき、分析を精緻化し自死防止対策に生かすため、グリーンケア提供などの機会に御遺族と自死の情報を共有し、御遺族了承の下でデータ化するなど、県が主体的にできることはあるはずです。当局の所見を求めます。

このたび、知事の英断で、本県で初めてとなる就職氷河期世代を対象とした任期の定めのない職員採用が実現しましたが、採用の実績と具体の配置につき伺います。

また、令和三年度の募集情報は既にホームページにアップされていますが、令和四年度以降の採用についてどのようにお考えでしょうか、知事のお考えを伺います。

六月十八日に、内外情勢調査会で行われた村井知事の講演を拝聴しました。知事の四期十六年間の集大成と言える内容で、実に堂々たるものでした。医学部新設、仙台空

港二十四時間化の実現など、東日本大震災からの創造的復興を最終ステージまで推し進め、厳しい人口減少社会ではリスクとなる第三次産業偏重の本県産業構造の転換にも取り組み、県民所得を引き上げ、浅野県政で肥大化した県債発行の漸減を実現した功績は誠に大と言えましょう。村井県政の本領は民間の力を活用し小さな政府をつくる、という点にあるようであります。急激な少子高齢化、人口減少社会の現実在即した持続可能な宮城県の成長と調和を実現するために、民間の力を活用すべきは当然であります。厳しい人口減少社会を迎える中で水需要が大きく減少していき施設が過剰となり、令和二十六年度からは水道資産のおよそ七〇％を占める管路更新が本格化する現実を見据えた上で、水道事業に民間の力を導入し、合理的経営により経費削減を図ること。それ自体は合理的な政策判断であります。その意味でみやぎ型管理運営方式には課題もあります。一定の合理性があるものと考えます。最大の問題はその一部構成員にあるのであります。優先交渉権者のコンソーシアムの顔ぶれを見ると、豊富な実績を有し、信頼に足る国内水道事業者が居並ぶ中で、一社だけ違和感を覚える企業が見えます。ヴェオリア・ジェネッツ社であります。ヴェオリア・ジャパン社の一〇〇％出資子会社であり、仏ヴェオリア社の孫会社であります。世界最大の水メジャーの支配する日本法人であります。ヴェオリア社は世界中で数々の争訟の被告となり、水道再公営化の原因をつくってきました。ヴェオリア社が世界各地で引き起こしてきた水質悪化など、管理運営レベル低下の事例や約束された設備投資の不履行、水道料金の高騰など、企業としての資質、倫理観について根本的に問題があるのではないかとの重大な疑義があります。ヴェオリア社は、これまで世界の自治体相手に何件の訴訟当事者となり、その結果何件の水道再公営化が実現したのか、当局は把握されているのか、伺います。

県は、海外におけるヴェオリア社の問題ある水道事業運営についてどう評価しているのでしょうか。また、こうした履歴を有する水メジャー、ヴェオリア社の経営陣が支配する孫会社を信頼できるとお考えなのでしょうか。ヴェオリア社を信頼できるとすれば、それはなぜでしょうか、伺います。

そもそもなぜヴェオリアが必要なのでしょうか。コンソーシアムの顔ぶれを見るに、そうそうたる実績ある日本企業だけで十分に経営の実を上げ得ると思います。先日、メタウォーター株式会社の中村靖会長の著書「WOODAP」下水道の未来への処方箋

」を拝読しました。データ一元収集整理システム、リアルタイム評価可視化システム、性能劣化予測支援システムなどの要素技術をクラウド上に構築した事例など、大変興味深い内容でありました。県民に対する事業説明会資料やメタウォーターグループ提案概要に提案説明されている水みやぎデジタルトランスフォーメーションプラットフォーム、デジタル運転制御技術などは、既にメタウォーター社がそのほとんどを実現している技術であり、ヴェオリアの寄与度は必ずしも高いとは言えないはずです。ヴェオリアがコンソーシアムに参加している積極的意義が見えません。ヴェオリアでなければ、提供不可能なソリューションとは一体何なのでしょう、伺います。

また、運営権者を選定する競争的対話に問題はなかったのでしょうか。JFEエン지니어リング、東北電力、明電舎、w i n g から成る応募コンソーシアムAが提案した運営権者、事業費は一千五百三十八億円と優先交渉権者の一千五百六十三億円と甲乙つけがたい提案であり、コンソーシアムAの失格は果たして妥当だったのか、疑問も残ります。失格までの当局との意見交換や失格判定の経緯を伺います。

また、コンソーシアムAは一部事業の赤字を他事業の黒字で補ういわゆるシユタツトベルケ的な発想に基づく提案だったとも仄聞します。独立採算制が原則だとしても、これを許容する余地はないのか、伺います。

当局は、競争的対話において、各応募者との確認交渉を経て、募集要項等の改定を行いました。公益に資する改定を否定するものではありませんが、これが許されるのならコンソーシアムAに対しても、せめて失格は回避できるよう募集要項に関する選定の前提条件については確認、交渉すべきだったのではありませんか。当局の所見を伺います。

S P C から管理運営業務を委託する新 O M 会社をヴェオリアが完全に支配している点にも問題を感じます。ヴェオリアの議決権、株式保有割合は五一％であり、ヴェオリアが取締役の選任、解任から剰余金の配当などまで単独で決定可能であります。県は、S P C のチェックは直接可能ですが、新 O M 会社のチェックは S P C を通じた間接的なものにならざるを得ません。県はどのように新 O M 会社のガバナンスを確保できるのか、伺います。

注可能になります。ほかに、ヴェオリアが支配する新OM会社は、県の所管外の迫川流域下水道や、北上川下流域下水道などからも受注可能で、みやぎ型管理運営方式をてこに、宮城県全体の水道管理運営事業の獲得を考えていることは明らかであります。県民に対する事業説明会資料やメタウォーターグループ提案概要でも、新OM会社は事業終了後も、県内に人材やノウハウ、技術が残るように本事業期間終了後の継承のためなどと述べていますが、これは、「おためごかし」と言うべきであります。また、政府も水メジャーを呼び込む形の官民連携を必ずしも推奨しているわけではないことにも留意を要します。経済産業省の「水ビジネス海外展開施策の十年の振り返りと今後の展開の方向性に関する調査（令和三年三月）」によれば、今後は管理運営面でのノウハウ蓄積のため、民間企業が国内での事業機会を拡大することは重要であると述べ、オール日本企業による四つの官民連携事業のみを紹介していることから、国策の方向性が水メジャーの呼び込みではなく、国産水事業会社との官民連携の推進にあることは明らかであります。そうであるにもかかわらず、なぜ自ら進んでグローバル水メジャーに二十年間もの長期にわたり、宮城県の水道サービスを委ねるようなリスクを冒すのでしょうか。県民の水道サービスをグローバルな流動性に直接さらすことになり、短くとも二十年間もの長期にわたり県民の公共の福祉を脅かし、県内から海外への富の流出という形で、国益を損ない続けるものと危惧します。進んでこのようなリスクを取るほどのメリットに乏しく、合理的な政策判断とは到底思えません。コンソーシアムを構成する日本企業有能力・資質に疑義はありませんが、水メジャー・ヴェオリアの影響を排除できない本運営権者への運営権設定は一旦取りやめるべきであります。一旦仕切り直して、再度競争的対話を実施すべきと考えますが、当局の所見を伺います。

以上、大綱三点につき一般質問といたします。
御清聴、誠にありがとうございました。

○議長（石川光次郎君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） わたなべ拓議員の一般質問にお答えいたします。

大綱四点ございました。

7
まず、大綱一点目、新型コロナウイルス対策についての御質問のうち、オリンピックの観客

を開催地に限定することなど、国などに申し入れるべきとお尋ねにお答えいたします。

大会時の観客につきましては、今月二十一日に国、東京都、大会組織委員会、IOC及びIPCの五者協議において、国が定める大規模イベントと同様、入場上限一万人と決定されたところで、また、感染状況が悪化した場合は、再度、五者協議により無観客を含めた対応を検討する考えも示されたところでもあります。一方、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会の専門家有志からは大会組織委員会に対し、観客の収容方針について無観客が望ましいことや、観客を入れるのであれば現行の基準よりも更に厳しくすること、また、観客は開催地に限ることなどの提言がなされております。県としては、今後の動向を注視するとともに、引き続き大会組織委員会に対し、感染防止対策の徹底を強く求めてまいります。もちろん、感染が拡大するようであれば柔軟に対応しなければならぬと考えております。

次に、大綱二点目、県市連携と政令市市長の資質についての御質問にお答えいたします。

県政の推進に当たり、政令指定都市である仙台市との連携は大変重要であると認識しております。今回の新型コロナウイルス感染症に対しては、先行きの見えない困難な状況下において、トップ同士のみならず、幹部職員や実務担当者が日々議論を重ねながら、全力で対策を講じてまいりました。今後とも、県民市民が安心して暮らせる社会の実現に向けて、仙台市と力を合わせて取り組んでまいらなければならないと考えております。仙台市長も言いたいことをどんどん言っていただき、私も遠慮せずいろいろ申し上げます。上げたいと思います。

次に、大綱三点目、就職氷河期世代支援、困窮者対策、自死対策についての御質問のうち、コロナ版ローン減免制度についてのお尋ねにお答えをいたします。

コロナ版ローン減免制度は、新型コロナウイルス感染症の影響で失業や収入の大きな減少により、住宅ローンなどの返済が困難となった方などの債務整理を行い、生活再建を支援することを目的として、一般社団法人東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関が昨年十二月から適用している制度であります。これは全国でございますけれども、全国の活用実績につきましては、今年三月末時点で弁護士など専門

家に手続支援を依頼した件数が全国で六百七十六件、うち特定調停に向けた手続中の件数が五百五十八件、しかし債務整理の成立した件数は全国でゼロ件、まだ一件も成立していないということがあります。県としてもこの制度を活用することにより、債務整理をしたことが個人信用情報として登録されないことや住宅等財産の一部を手元に残せることから、生活再建を進める上で有効な制度であると認識しております。そのため、新型コロナウイルス感染症対策に関連する情報を集約しておりますホームページにこの制度について掲載し、広く県民に周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、大綱四点目、みやぎ型管理運営方式についての御質問のうち、ヴェオリア社の参画はメリットが乏しく、再度競争的対話を実施すべきとお尋ねにお答えいたします。

みやぎ型管理運営方式の実施につきましては、令和元年十一月の実施方針条例提案時から外資系企業の参画を制限しない前提で議会の議決を受け、その後の運営事業者の公募においてもこの方針により、PFI検討委員会における厳正な審査を経て、今年三月に、優先交渉権者を選定し、今定例会に運営権設定の議案を提案しております。県としては、運営権者の構成員として、ヴェオリア・ジェネッツ社が参画し、その技術力を導入することによって、みやぎ型管理運営方式の事業運営がより効果的かつ効率的に図られるものと考えております。来年四月からの事業開始に向け、優先交渉権者と連携をしながら、着実に取組を進めていきたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（石川光次郎君） 公営企業管理者櫻井雅之君。

〔公営企業管理者 櫻井雅之君登壇〕

○公営企業管理者（櫻井雅之君） 大綱四点目、みやぎ型管理運営方式についての御質問のうち、ヴェオリア社の訴訟等の件数と評価及び信頼性についてのお尋ねにお答えいたします。

今年三月、みやぎ型管理運営方式における優先交渉権者に選定した企業グループのうち、ヴェオリア・ジェネッツ株式会社はフランスに本社を置く水処理企業のヴェオリア・グループの日本法人であります。県ではヴェオリア・グループの国内外の係争や再公営化の件数を把握しておりませんが、みやぎ型管理運営方式では再公営化や他の事例

を踏まえ、制度を構築しております。また、ヴェオリア・ジェネッツ株式会社は、外国為替及び外国貿易法における厚生労働省の審査を経て、現在、国内における多くの浄水場等の運転管理業務などに携わっており、これまで信頼性が問題となるようなことはなく、適正に業務が実施されていると承知しております。

次に、優先交渉権者の提案のうち、ヴェオリア社でなければ提供できない技術とは何かとの御質問にお答えいたします。

優先交渉権者の選定に当たっては、応募のあったコンソーシアムの構成企業を評価したのではなく、全体方針や水質管理及び運転管理など、各コンソーシアムから提出された審査書類に基づき、PFI検討委員会において公平公正に審議がなされ、その結果メタウォーター株式会社を代表とするコンソーシアムが選定されたものであります。

次に、失格となったコンソーシアムとの意見交換と判断までの経緯及びその理由についての御質問にお答えいたします。

PFI検討委員会における提案内容の審査過程において、財務や経営等の専門家で構成する財務会計ワーキンググループでは、失格となったコンソーシアムの提案に突出した損失を計上する事業があることについて、委員から疑義が示されました。ワーキンググループの報告を受けて、その後の委員会では当該コンソーシアムに対して事前に質問を通知し、最終選定の場となるプレゼンテーション審査において、九個別事業ごとに健全な経営が持続可能かについての説明の機会を与えることとしました。プレゼンテーション審査において、当該コンソーシアムは資料を用いて説明を行いました。が、事業ごとに独立採算を取る公営企業会計に対して、一部の委員から健全経営への懸念が残ると判断され、失格という評価となったものであります。

次に、県は応募者が失格となることがないよう、事前に確認、交渉すべきであったとの御質問にお答えいたします。

みやぎ型管理運営方式における事業者の公募で採用した競争的対話は、民間のノウハウや創意工夫を積極的に活用すべき案件等の調達において、県が示した要求水準や契約書等に対して、応募者から質問・確認を受けながら要求水準等を調整する方式であります。競争的対話においては、応募者の中から、九事業間の資金の融通が可能か否かについての質問があり、県では短期的な資金の融通は可能であるものの、年度を越えた融

通については、経営の健全性を確保する観点から認められない旨の回答をし、全ての応募者と共有を図ったところであります。したがって失格となった応募者においても、収支計画は事業ごとに経営の健全性を確保していることが前提となることを認識していたものと考えております。

次に、新OM会社のガバナンスの確保についての御質問にお答えいたします。

OM会社はSPCの委託を受け水質管理や運転管理等を行う重要な会社であることから、業務の運営状況や結果のほかに、財務諸表や財務指標といった経営状況についてもモニタリング計画に位置づけし、SPCを通して県が確実かつ継続的に監視する仕組みとしております。県といたしましては、SPCとOM会社を一体としてモニタリングすることにより、水道事業者としての責任を果たしてまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（石川光次郎君） 総務部長大森克之君。

〔総務部長 大森克之君登壇〕

○総務部長（大森克之君） 大綱三点目、就職氷河期世代支援、困窮者対策、自死対策についての御質問のうち、就職氷河期世代の職員採用試験の採用実績と配置先についてのお尋ねにお答えいたします。

就職氷河期世代を対象とした職員の採用については昨年度から採用試験を実施し、今年四月一日付で県全体で十五人を採用しております。配置先については、一般事務職が総務部、企画部、保健福祉部及び経済商工観光部に六人、土木職が土木部及び企業局に四人となっております。また、県教育委員会では公立学校に事務職二人、県警察本部では、警察署に事務職三人を配置したと伺っております。

次に、来年度以降の採用の在り方についての御質問にお答えいたします。

就職氷河期世代への支援については、国の経済財政運営と改革の基本方針二〇一九に定められた就職氷河期世代支援プログラムにおいて、令和二年度から令和四年度までの間、集中的に取り組むとされております。我が県においても国の方針を踏まえ、今年度の状況も見極めつつ、令和四年度についても引き続き実施する方向で検討を進めてまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（石川光次郎君） 企画部長志賀真幸君。

〔企画部長 志賀真幸君登壇〕

○企画部長（志賀真幸君） 大綱一点目、新型コロナ対策についての御質問のうち、オリンピックの観客の検査体制等についてのお尋ねにお答えいたします。

観客の感染対策としては、入場時の検温やマスクの着用、観客席の配置によるソーシャルディスタンスの確保、分散退場、声出し応援の禁止、室内競技における会場内の換気、会場からの直帰など、これまでに実施されたスポーツイベントにおける対策の効果を踏まえ、有効な対策を実施すると伺っております。引き続き、大会組織委員会に対し、競技会場を有する我が県の医療提供体制に影響を及ぼさないよう、観客向けのガイドラインの周知徹底などを求めてまいります。

次に、変異株流行国、地域からの選手等に対する検査体制等についての御質問にお答えいたします。

出場選手、大会関係者等に関する感染防止対策については、国、大会組織委員会において、入国前十四日間の健康管理の徹底などに加え、変異株に対応した追加的対策として、スクリーニング検査の間隔の見直し、国内在住者との接触回避の徹底、ワクチン接種の推奨等に取り組むこととされております。その上で、万が一ルール違反があった場合は、参加資格の剥奪などの強い措置を講ずることとされております。また、医療提供体制につきましては、現在、事前合宿を実施するホストタウン市町と共に、陽性者発生時の医療機関等との連携について、調整を行っているところでございます。県といたしましては、引き続き大会組織委員会やホストタウン市町と連携し、地域の医療提供体制に影響を及ぼすことのないよう、対応を進めてまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（石川光次郎君） 保健福祉部長伊藤哲也君。

〔保健福祉部長 伊藤哲也君登壇〕

○保健福祉部長（伊藤哲也君） 大綱一点目、新型コロナ対策についての御質問のうち、今後のワクチン供給の見込みと優先接種対象者の接種の見通しについてのお尋ねにお答えいたします。

ファイザー社製ワクチンについては、七月末までの供給計画が国から示されており

ます。県内には、これまでに医療従事者優先接種分として約十五万三千回分、高齢者優先接種分として約百四十一万回分、更に一般接種分として約二十二万回分が供給されることとされております。また、モデルナ社製ワクチンについては、大規模接種会場の接種計画に基づき、既に約九万回分が供給されております。国では、現在接種が行われているファイザー社及びモデルナ社の二社から計二億四千四百万回分と対象となる全国民に二回接種できる量のワクチンの供給を受ける契約を締結しており、今後必要な量のワクチンが供給されるものと認識しております。なお、県内の医療従事者約八万人、高齢者約六十七万人など、優先対象者に二回接種できる量については、この中で確保されていくものであります。

次に、一般県民のワクチン接種への影響についての御質問にお答えいたします。

県内の職域接種の申請については、昨日までに四十六件となっており、計画上の総接種予定人数は約二十五万人となっております。職域接種は市町村の接種計画に影響を与えない形で、ワクチン接種を加速化させるものであります。実際に職域接種を受ける六十四歳以下の方の人数は、県では把握できませんが、できるだけ多くの方が職域接種を受けることで、市町村実施分の回数も軽減され、県全体として加速化するものと期待しております。

次に、余剰ワクチンの廃棄防止対策についての御質問にお答えいたします。

接種予定者の体調不良等で発生した余剰ワクチンを無駄にすることなく、希望する方へ接種することは限られたワクチンを活用する上で大変重要であります。このため、県内市町村では余剰ワクチンが発生した場合に、短時間で対処できるようあらかじめ候補者リストを作成するなど、廃棄が出ない工夫を講じているため横断的な調整を行うことなく対応できていると認識しております。

次に、大綱三点目、就職氷河期世代支援、困窮者対策、自死対策についての御質問のうち、住居確保給付金についてのお尋ねにお答えいたします。

住居確保給付金については、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、昨年度において支給対象の拡大や支給期間の延長等が行われ、利用者が大幅に増加しております。昨年度において、県全体で二千九百六十七件の申請があり、このうち支給決定したのが、二千六百五十七件、四億九千六百七十八万円であります。

次に、自死の情報の共有やデータ化など県の取組についての御質問にお答えいたします。

自死リスクが顕著な特定の年齢層の把握とその要因の分析を行うことは大切であると認識しており、国が公表した統計データを基に県の施策を実施しております。更にこれらに加え、自死対策推進センターに寄せられた相談や関係機関とのネットワーク活動から得られた内容は、原因や動機等の把握を含め県の自死対策に十分に生かしてまいります。

以上でございます。

○議長（石川光次郎君） 八番わたなべ拓君。

○八番（わたなべ拓君） 幾つか再質問させていただきます。

まず率直にいろいろとお答えいただいて、ありがとうございます。

まず、住居確保給付金、利活用まだまだのようですね。でも事情は分かりました。また県のホームページでも周知していただけるといふことで、前向きなお答えがあったと認識しております。

幾つか伺いたいと思いますが、まずワクチンについてです。これはもう、私、昨日九時に大臣の会見を見て、これは大変だということを書き直したものですから、慌てて当局も答弁を変えていただいたのだと、これは本当にお察し申します。先ほどお答えがあったのですが、要するに心配なのは高齢者と医療従事者の方々に、このような状況で情勢の変化を踏まえて全体にワクチンがしっかり確保されるのかどうかです。特にその優先対象の方々、疾病を抱えている方々や医療従事者、そして高齢者の方々に確保できるものと考えています、という答弁だったので、これは現状の、国からの支給の計画で確保できているということが断言できる部分なのでしょうか、これについて伺います。

○議長（石川光次郎君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 昨日あのような形で突然発表されまして、事前に我々に何も情報が入っておりませんので、正確な情報ではありませんけれども、先ほど漠としたお話をいたしました。部長から答弁いたしましたけれども、国が全体として準備しているワクチンについては国民に二回接種できるだけのファイザー社製及びモデルナ社製のワク

チンが十分確保されているということでもありますので、全体としては大丈夫だろうと思っ
ています。ただ今回、あのような形で大臣が答弁された理由の一つに、ワクチンの全
体の量もありますけれども、配送が急に増えたものですから、しっかりと必要なところ
に必要な時期に届くかどうかというこの辺に対して、不安感があつたという報道もあり
ましたので、その辺をしっかりと確認した上で今後の見通しというものを立てていきたい
と思っております。

○議長（石川光次郎君） 八番わたなべ拓君。

○八番（わたなべ拓君） ありがとうございます。先ほど答弁にもありましたけれど
も、職域の接種については、基本的に六十四歳以下の一般県民の方々への接種を優先し
た上で余力があれば、というような答弁だったように認識しておりますが、そういう理
解でよろしいですか。

○議長（石川光次郎君） 保健福祉部長伊藤哲也君。

○保健福祉部長（伊藤哲也君） 職域接種は市町村の接種計画に影響を及ぼさない形で、
市町村の接種計画と相まって全体として接種を加速化する趣旨で、国で推奨してきてい
るものであります。市町村の接種計画とそれから職域接種を実施できるところと両輪で
県民の方々全体の接種が加速化するように期待しているところであります。

○議長（石川光次郎君） 八番わたなべ拓君。

○八番（わたなべ拓君） 市町村の計画がまずありきということだということは分かり
ました。職域接種についても、特に中小企業の方々、仙台北法人会の菅原裕典さんが主
張してやられていると。すばらしい民間の発意だなと思うんです。これ自体はすばらし
いのですけれども、このように情勢が急変しますと全体のパイが限られると、これまで
はいかにその接種を加速化させるかということが重点だったわけですが、これか
らは、限られたパイをいかに配分するかということも考えなくてはならないと。だから
特定の職域に属する方々よりも、六十四歳以下の県民の方々に、一人でも多くという、
ある種方向転換、重点の移動があつてしかるべきなのかなと思うんですけれども。大変
悩ましい話ではありますが、知事、その点についてどのようにお考えですか。

○議長（石川光次郎君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 非常にこの問題、私も関心を持っておるんですけれども、残念

ながら都道府県は住民基本台帳を直接見たり、あるいはそれに対して手を加えたりということができないということで、我々といたしましては、全体のパイをいかにして増やしていくのか。そして、一日も早くいろいろな人、一人でも多くの人に打ってもらえるかということに力点を置いていくということ。そして市町村が住民基本台帳を見ながら、またそれぞれの住民の環境、こういったようなものを働いてる環境などを見ながら、どのように接種を優先順位をつけてやっていくのかということをお考えいただくということが、現状の範囲内でやれる限界ではないかなとこのように考えているということです。

○議長（石川光次郎君） 八番わたなべ拓君。

○八番（わたなべ拓君） 大変悩ましい問題ですけれども、危機管理、ぜひともお願い申し上げます。

続いて、みやぎ型管理運営方式、るる答弁いただきましたけれども、やはり、最初に申し上げましたけれども、あの会社の名前が登場しなければそもそもこの論点、ここまで熱く論じなかったと、私率直に思っております。ヴェオリアという会社は虚心に見た場合、数十年の歩み、つらつら眺めてみるとやはり企業に問題があるのではないかと。企業倫理やこれまでの実績に問題があったのではないのかなと。そう受け取る方が県民にたくさんおられると。村井知事を応援している方々にもたくさんおられます。率直にですから、そういう安全保障、宮城の水に対して、安全をしっかり確保したい、中長期にわたって確保したいという真つ当なお考えをお持ちの方々に、大変不安視する方々が多いんです。私も虚心に見た場合、そう思うのです。先ほどの答弁では、特にそのヴェオリアがどのようなこれまで再公営化の実績があったかということは、当局としては把握していないと。私、念のため厚生労働省に聞きましたけれども、「いや、それは我が任にあらず」と。経済安全保障なんてあれほど国で言っているのに、そういう姿勢で大丈夫かなと率直に思いました。私、県が県民に対する資料をつくられていて、それも一応誠意を示して、載せておられることも見ておりました。二〇一〇年から二〇一五年については再公営化された事例、県の資料によると六十八件、そういう数字もあるということです。ただ、ほかには欧州公務労連というところが出した、欧州の各自自治体に取ったアンケート、新しい資料ですと、対象期間が二〇〇〇年から二〇一七年で二百六十七

件の再公営化がカウントされており。これは欧州の労働組合がしっかりアンケートを取った結果ですので、ある程度の確証が取れるものだと思います。全体のパーセンテージの中でどういう割合なのかということはまた置いておくとしても、実数として二百六十七件というのはやはり少なくはないということです。こういうことも留意すると、やはりヴェオリアとは率直に問題あるのではないですか。その点についてどう思われますか。

○知事（村井嘉浩君） 反問。

○議長（石川光次郎君） 反問を許可します。知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 確認なんですけれども、この二百六十七件というのは全てヴェオリアで、日本国内の件数も入っているという取り方でよろしいでしょうか。

○議長（石川光次郎君） 八番わたなべ拓君。

○八番（わたなべ拓君） これは欧州における実数でありまして、そのほとんどがヴェオリアだということであり。なぜなら、メインプレーヤーがヴェオリアだからです。

○議長（石川光次郎君） 反問を終了してよろしいでしょうか。反問を終了し、これより答弁に入ります。知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） この二百六十七件のことについて詳しくは、正直申し上げて、今承知をしておりますけれども、恐らくそういうレポートを見て判断されたものだと思いますので、大きく数字は間違っていないかと思えます。ただ私が確認したかったのは、お答えいただいたんですけれども、二百六十七件の中には日本の子会社、孫会社が含まれているということではないと思います。実際、国内の上水において、愛媛県の松山市あるいは栃木県の小山市、鹿児島県の鹿児島市、こういったところでヴェオリア・グループの会社が実際浄水場事業をされているというような報告を受けておりまして、国内においてはそのような問題を起こしている事例は、もしかしてあるかもしれませんが、けれども、今の時点では日本国内においてヴェオリアの関連会社が仕事をして、上水の仕事をしていて、そして、実際大きな問題を起こした事例はないと私は把握しております。ですから大丈夫だろうと思っております。

○議長（石川光次郎君） 八番わたなべ拓君。

○八番（わたなべ拓君） そもそも契約の形態が違うということと、それから日本に進

出して間もないです。いきなり事を起こすでしょうかということでもあります。深謀遠慮、彼らはグローバル企業でありますから、そこは全く違うと思っております。

また、ヴェオリアなんですから。そもそも何でこんなにこだわるのかというと、ヴェオリア・ジエネッツは孫会社に当たるわけです、仏ヴェオリア本社の。つまり一〇〇%支配が及んでいるわけであります。ですので、仏ヴェオリア社の在り方というものが、直接、この宮城においても、かなり深く影響するということ、これは明らかなんです。また私がどうしてヴェオリアにこだわるかということ、当然ながら、今回の優先交渉権者の委託先、新OM会社の最大の構成員、株主支配率があるからです。先ほども申しましたけれども、取締役の選任から取締役に対する報酬、それから監査役をどこにするか等々、これを全部ヴェオリアに独自に決められてしまうんです。決定権を持っている。それだけ強い支配権を持っているところ、そこに強い影響力・支配力を行使できるヴェオリア本体というものにやはり関心を持たないといけないと思うんです。普通の県民の方はやはりヴェオリアと聞くと、「あれ、世界でやばいこといっぱいやっているところですよ」と。いろいろ議会がコントロールできる云々と言っていますけれども、海千山千の人たちです。五兆五千億円のビジネスを持つ、この間敵対的買収で本県に対する第二交渉権者、次点の交渉権者だったところを買収するようなどころですよ、スエズを。とてもじゃないですけど、そういう履歴を持つ会社を呼び込むというのは、宮城の水にとつてちよつと安全とは正直思えません。進んでリスクを抱えるようにも思えてしょうがないんです。そうまでしてでも必要なんですと言えばまた分かります。例えば、ヴェオリアが中核的な技術があつてそれがないと宮城は水の合理化が図れない、という事情であれば、私はしょうがないと思つているんです。ただ、虚心に見て先ほども指摘しましたけれども、メタウォーター社においてほとんどの技術、ほぼ実装しているわけです。これをみやぎ型管理運営方式に更に適用させていくという作業はもちろん残つているにせよ、ヴェオリアの技術がないと成り立たないというほどの関係にはないと思うのです。つまり、明治十年代というのは例えば技術や制度、何も追いつかなかつた。ただ外国人を雇つて、法外な値段で雇つていたわけですが、ああいう状況にはないわけじゃないですか。また、国の施策の方向も違つていると。むしろ日本企業の水事業者、しっかりと官民連携の下で育てて、更には海外まで進出してもらいたいというよ

うな意向すら……。ですからちよつとやはり施策の方向性としてどうかと思うのです。ヴェオリアの悪政というものを正面からちゃんとカウントしないと私はいけないと思います。その点についてどうですか。

○議長（石川光次郎君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） わたなべ拓議員は、ヴェオリア社が完全にとんでもない会社だと、非常に問題のある会社だと評価をされているのだと受け止めました。私ども、確かにそういった問題、事例があったという報告は受けておりますけれども、世界中でヴェオリア社は、御紹介があったように大変大きないろいろな事業をされているという実績があるというのも、これまた一つ大きな事実であります。国内においては先ほど言ったように、いろいろな上水道の事業をされておられます。今回の件、グループの構成企業を一つ一つチェックしたわけではなくて、メタウォーターグループとして評価をさせていただきます、そしてその中にSPCを組んで、そしてOM会社があつてという形で、それを評価したということがあります。PFI検討委員会においてそれを総合的に評価したということでもあります。したがって、その中で、当然会社名も全部隠して、知り合いの会社がいるかも分かりませんので、全部隠した上で、どの会社が手を挙げてくれたか分からないようにマスキングをして、選定をしたということでございますので、極めて公平公正に調べていると思います。したがって私は、今回ヴェオリア社の関連会社が――孫会社という表現でしたけれども、が加わりましたけれども、私は恐らく評価したとおりの結果を残してくれるのではないかと期待をしております。ぜひ、わたなべ議員におかれましても賛成をいただきまして、そしてその上で、推移をしつかりと厳しい目でチェックをしていたきたいと思います。

○議長（石川光次郎君） 八番わたなべ拓君。

○八番（わたなべ拓君） 賛成するか否かは、知事の答弁次第とまた心得ております。まだ二分ほど残っております。

私、やはり憂慮の念、消えません。やはり今回、応募したコンソーシアムのグループ、これもつたいなかったなと思うのです。はっきり申し上げて、構成員からすると、東北電力、あとは七十七銀行。宮城県から絶対撤退する可能性などないです。この方々に本当はお願いできればという声も少なくないと思うんです。ところが、あに凶らんや、

これ失格してしまった。これ、事前に競争的対話においてしつかり意を通じて、御説明申し上げておればよかったのではないかなと思うんです。これ、十分だったとお考えでしょうか。私、構成員の方々のメンツを見るに、とてもこういうとんでもない誤解をすると思えないですし、また評価のほうも一発免停ですよね。これで失格というのはあまりにもあまりだと思います。公益に対する大きな影響があったと思うんです。これについて、どのようにお考えですか。

○議長（石川光次郎君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 私はPFI検討委員会に一切、当然、関わらないようにしました。誰が委員のメンバーなのかというのを聞かないようにいたしました。もし何かあったら、大変な金額ですので、大きな社会問題になってしまいますので、私は全く外にいて、大きな枠組みだけ決めた後は選考に関してお話をしませんでした。競争的対話をしつかりしているということも報告を受けていたわけですが、結果といたしまして、最終選考の場において、先ほど公営企業管理者が答弁いたしましたとおり、委員の中から大変厳しい評価がありまして、健全経営への懸念が残るということで委員からこれは失格にせざるを得ないという評価になったということでもあります。これに対して、私どもは口を挟むわけにもいかないということで、私といたしましてはそういうPFI検討委員会で出た結論であれば、それに従いますということで、今回このような形で議会にお諮りをしたということでございます。議員のおっしゃること、私もよく分かりまして、私もそのような結果になるのではないのかなとちょっと思ったこともあったのですが、結果的にはPFI検討委員会において全マスキングをして客観的に厳しい評価をして適正に評価をしたと。そして、失格になったところにもちゃんとプレゼンテーションをしていただいて、どういう理由でこうなったのかという説明をしつかりしてもらったと。しかしその結果、やはり失格になってしまうという評価になったということでもありますので、これについては、公平公正に審査された結果だと受け止めていただければと思っております。

○議長（石川光次郎君） 八番わたなべ拓君。

○八番（わたなべ拓君） 知事の答弁で県からも、一定の示唆をしてそれに対して弁明の機会を一定程度与えていたということも分かりました。ただ、地方公営企業法第十七

条の二にはこう書かれているんです。「当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる」と。そういうところは一般財源をもって措置し得ると。措置の余地があると、こういうところを拡大解釈してしまった可能性があるのではないかなと大変憂慮しています。あと、こういうことをしっかり募集要項にうたっておれば、こういう初歩的なミスはなかったのではないかと思うんです。今後の運用改善の論点だと思っておりますし、また、これに関して一発免停はやはり過酷に過ぎます。これから二十年も任せざる事業なので、もう一度再考の余地があると思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（石川光次郎君） 公営企業管理者櫻井雅之君。

○公営企業管理者（櫻井雅之君） 御指摘のとおり募集要項に全ての事業を黒字にすることといった明確な規定はしてございません。「三、九事業ごとに健全な経営を図ること」、これが募集要項での要件でございます。当然我々としては、受水市町村がおりますので、いわゆるユーザーがございしますので、それぞれの中では独立採算であること、これについては当然のことだという認識でございます。御指摘のとおりそういったそれぞれ赤字になるというところはございませんので、我々いたしましたはその書類を、PFI検討委員会のほうにお示しし、その中で御議論をいただいたということでございます。その後につきましては知事がお話ししたとおりの状況でございます。我々いたしましたはPFI検討委員会の中でやはり弁明の機会も与えた、そしてお話も聞いたというところもありますので、最大限彼らが何を考えているかといったことについてはPFI検討委員会において把握した上での結論ではなかったのかなと感じているところでございます。

○議長（石川光次郎君） 八番わたなべ拓君。

○八番（わたなべ拓君） やはりこのAグループ、もう少しこの募集要項に重要な論点、しっかり明記されてなかったと。それがゆえに大振りしてしまったと、空振りしてしまったというところが否めないし、またこの募集要項を見ると、参加者の欠格要件、これ三十八ページにあるんですけれども、アドバイザー業務に係しているところは利害関係人として排除するというところあるんです。ここに、ヴェオリアとKPMGの関係からちよつと問題が起るのではないかなという懸念も残ります。この点についてちよ

つと検討願います。

○議長（石川光次郎君） 公営企業管理者櫻井雅之君。

○公営企業管理者（櫻井雅之君） 募集要項におきまして規定した参加要件でございますが、KPMGグループ等の五社と、資本金若しくは人事面等において一定の関連のある者でないことであり、同グループが監査を担当する企業の参加と、こういったものを募集要項の中では制限してございませんので、御理解いただければと思います。